## 議案第51号

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 德

## (提案理由)

実施機関が個人番号を利用することができる事務を追加するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年葛飾区条例第34 号)の一部を次のように改正する。

別表第1中1の2の項を1の2の2の項とし、同表1の項中「葛飾区長(以下「区長」という。)」を「区長」に、「葛飾区規則(以下「規則」という。)」を「規則」に改め、同項を同表1の2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 葛飾区長 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による保育所等の利用の調(以下「区長」 整又は要請に関する事務であって葛飾区規則(以下「規則」といという。) う。)で定めるもの

別表第2の1の項中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同表28の2の項を同表28の 2の2の項とし、同表28の項の次に次のように加える。

| 280 2 | 区長 | 新型インフルエンザ等対策特別措   | 住民票関係情報、障害者関係 |
|-------|----|-------------------|---------------|
|       |    | 置法(平成24年法律第31号)によ | 情報又は被害者等支援関係情 |
|       |    | る予防接種の実施に関する事務で   | 報であって規則で定めるもの |
|       |    | あって規則で定めるもの       |               |

付 則

この条例は、公布の日から施行する。